

平成30年10月3日

焼津市議会議員 松本修蔵様

駿河の甲斐犬たすけ隊 関係者一同

動物愛護管理法の適切な改正および多頭飼育崩壊を防ぐ焼津市の体制整備を求める陳情書

私たち「駿河の甲斐犬たすけ隊」（以下、たすけ隊）は、6月末に焼津市上新田で発生した甲斐犬ブリーダーの入院に伴い取り残された成犬24頭と子犬2頭（うち成犬2頭は既に死亡）を、殺処分への道から助け出し、伴侶動物として第二の人生を歩ませようと努力している、NPO法人と市民有志による団体です。私たちは、今回関わっている甲斐犬たちを救うのはもちろんのことですが、この先、同様に不幸な境遇に陥る愛護動物が減ってくれることを願っており、そのために下記の事項を陳情いたします。

（陳情要旨）

1. 焼津市として多頭飼育者および過剰な頭数を飼育している動物取扱業者を把握し、本人またはその家族に対して適切な飼育数に減らす指導を行うこと、また飼育不可能になった場合の対応を事前準備させるなどの対策を講じてください。さらに高齢者に関わる問題として、関係する部課をまたいだ連携体制を整えてください。
2. 国に対して、多頭飼育やブリーダーの不適切飼育をさせないための、実効性のある動物愛護管理法の改正を要請してください。

（陳情理由）

たすけ隊は、中心組織である「NPO法人まち・人・くらし・しだはいワンニャンの会」と、その呼びかけに応じて市内外から協力を申し出た市民ボランティア、およびブリーダーの親族からなっています。初めて現場に立ち入った7月5日には、糞尿にまみれ、見知らぬ人間たちに恐怖し、威嚇するばかりだった犬たちが、現在では尻尾を振り、散歩をねだるようになってきています。また現時点で7頭の成犬が譲渡され、新しい飼い主のもとでペットとして愛情を受けての生活を始めています。

当のブリーダーは70代半ばでしたが、一人で24頭の犬たちを飼育していました。狭いケージで飼育し、十分な散歩が行えない状態でした。焼津市への登録も11頭しかせず、狂犬病予防注射もきちんと接種させていませんでした。今年1月には第一種動物取扱業の更新があり、保健所の視察もありましたが、現行の法律では数値規制等がないため、強制力を持って指導することができなかったと聞いています。

6月末に飼育者が入院した後、親族の方は保健所に相談しましたが、「保健所としては何もできない。親族で話し合って、譲渡先を探るか、殺処分するか決めるように。」と言われるのみでした。それを聞き、全頭殺処分もやむを得ないと考えたそうです。このような場面において、行政（市を含めて）は、命を救うために何も行動できない状態です。ただ「職務上、定められていないから何もしなくていい」＝「殺されてもいい」と判断することが正しいのでしょうか。

だれもが心の中では、「小さな命であっても、できる限り救いたい」と考えています。保健所や市職員が良心の呵責なく、命を救うために動けるように、環境や法律を整備してもらえることを望みます。